○経済産業省令第四十一号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、輸出者等遵守基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月九日

経済産業大臣　武藤　容治

輸出者等遵守基準を定める省令の一部を改正する省令

輸出者等遵守基準を定める省令（平成二十一年経済産業省令第六十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第四条　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第八項の経済産業大臣が指定した取引又は輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項に掲げる場合に該当する輸出のみを業として行う者にあっては、取引又は輸出を行うに当たっては、第一条第二号イからリまでの規定は、適用しない。	**第四条**　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第五項の経済産業大臣が指定した取引又は輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項に掲げる場合に該当する輸出のみを業として行う者にあっては、取引又は輸出を行うに当たっては、第一条第二号イからリまでの規定は、適用しない。
附　則 （施行期日） この省令は、外国為替令等の一部を改正する政令の施行の日（令和七年十月九日）から施行する。	

法規的告示

○経済産業省告示第五十四号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、平成十二年通商産業省告示第八百十号（輸出貿易管理規則第四条の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物及び事項）の一部を次の表のように改正し、令和七年十月九日から施行する。

令和七年四月九日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　輸出貿易管理規則第四条の告示で定める貨物は、次に掲げる貨物とする。 1　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項又は輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第一条第三項に基づく輸出の許可を受けた貨物 2　輸出貿易管理令第二条第一項に基づく輸出の承認を受けた貨物（同項第二号に掲げる貨物を除く。） 3　（略）	一　輸出貿易管理規則第四条の告示で定める貨物は、次に掲げる貨物とする。 1　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項に基づく輸出の許可を受けた貨物 2　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第二条第一項第二号に掲げる貨物（同項第二号に掲げる貨物を除く。） 3　（略）

○経済産業省告示第五十五号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、平成十二年通商産業省告示第七百四十六号（輸出貿易管理令第四条第一項第二号ホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸出する貨物）の一部を次の表のように改正する。

令和七年四月九日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第二号ホ及びへ並びに同条第二項第二号ホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を次のように定める。 なお、昭和六十二年通商産業省告示第四百八十八号（輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づき、通商産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める件）は、平成十三年一月五日限り、廃止する。 一　無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であって、次に掲げるもの（1から9までの項に規定する貨物であって輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げるもの又は1から5までの項に規定する貨物であって北朝鮮を仕向地とするものを除く。） 1～9　（略） 10　外国の軍隊その他これに類する組織が自衛隊と実施する訓練に用いるために持ち込んだ貨物であって、当該訓練中又はその終了後に輸出するもの（我が国が締結した条約を履行するために許可を要するものを除く。） 二　（略） **附　則** この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一号の改正規定以外の改正規定については、外国為替令等の一部を改正する政令の施行の日（令和七年十月九日）から施行する。	輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第二号ホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を次のように定め、平成十三年一月六日から施行する。 なお、昭和六十二年通商産業省告示第四百八十八号（輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づき、通商産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める件）は、平成十三年一月五日限り、廃止する。 一　無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であって、次に掲げるもの（1から5までの項に規定する貨物であって北朝鮮を仕向地とするものを除く。） 1～9　（略） （新設） 二　（略）